

○半田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成十四年十二月二十六日

条例第五十一号

(目的)

第一条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を維持し、市民の快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
- 二 放置 自動車が、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- 三 公共の場所 道路、公園、公営住宅用地等市の管理している場所その他公共の用に供されている場所をいう。
- 四 放置自動車 自動車のうち、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。
- 五 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- 六 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を現に有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者をいう。
- 七 放置者等 自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- 八 廃物 放置自動車のうち、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- 九 処分等 廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置を講ずることをいう。

(市の責務)

第三条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第四条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(公共の場所の管理者等の責務)

第六条 公共の場所を所有し、占有し、又は管理する者(以下「公共の場所の管理者等」という。)は、放置自動車の発生を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第七条 何人も、自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第八条 放置自動車の疑いのある自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査及び警告)

第九条 市長は、前条第一項の規定による通報があつたときその他必要があると認めるときは、職員に、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査により当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(立入調査)

第十条 市長は、前条第一項の規定による調査をするために必要があると認めるときは、職員に、自動車が放置されている土地に立ち入り、当該自動車の調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

第十一条 市長は、第九条第一項の規定による調査の結果、放置自動車の放置者等が判明したときは、当該放置者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第十二条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその定められた期間内に当該放置自動車を撤去しなかつたときは、その者に対し、当該放置自動車を撤去するよう期限を定めて命ずることができる。

(放置自動車の移動等)

第十三条 市長は、放置自動車が、第九条第二項の警告書をはり付けた日から規則で定める期間を経過した後において、同条第一項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかつた場合(以下「所有者等不明の場合」という。)又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡がとれない場合(以下「連絡先不明の場合」という。)であつて、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認められるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき放置自動車を移動したときは、当該放置場所に、当該放置自動車を移動した旨を表示しなければならない。ただし、当該放置場所に移動した旨を表示することが困難であると認められる場合には、表示すべき内容を告示することをもつて代えることができる。

(放置自動車廃物判定委員会)

第十四条 放置自動車に係る廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、半田市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員十人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一 自動車について専門的知識を有する者

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

四 前三号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(廃物認定)

第十五条 市長は、放置自動車が、第九条第一項の規定による調査の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合においては、当該放置自動車を、前条に規定する委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、委員会が定める判定基準により当該放置自動車が廃物に該当すると認められるときは、委員会の判定を経ずに廃物として認定することができる。

3 市長は、前二項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第十六条 市長は、放置自動車を廃物と認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第十七条 市長は、廃物として認定しなかつた放置自動車(以下「廃物認定外放置自動車」という。)を、別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したとき又は第十三条第一項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となつたときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(保管した放置自動車の措置)

第十八条 市長は、前条第二項の規定による告示の日から起算して三月を経過してもなお放置自動車の引取りのない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、規則で定めるところにより当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項の評価額が著しく低いときは、あらかじめ告示したうえで、当該放置自動車を廃物として処分等を行うことができる。

3 前条第二項の規定による告示の日から起算して六月を経過してもなお当該放置自動車(第一項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は市に帰属するものとする。

(引取通知)

第十九条 市長は、保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(費用の請求)

第二十条 市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 2 市長は、第十六条の規定による処分等及び第十八条第一項の規定による売却又は同条第二項の規定による処分等を行つた後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

(公共の場所の管理者等に対する要請)

第二十一条 市長は、第八条第一項の規定による通報があつたときその他必要があると認めるときは、公共の場所の管理者等(市を除く。)に対し、その土地における放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(処理等の依頼等)

第二十二条 公共の場所の管理者等(市を除く。)は、その土地に放置された自動車が放置自動車であると判明したときにおいて、特に必要があると認めるときは、当該放置自動車の処理等を市長に依頼することができる。

- 2 市長は、前項の規定による依頼があつたときは、当該依頼に基づき、この条例を適用し、当該放置自動車の処理等を行うことができる。

(関係法令の活用)

第二十三条 市長は、放置自動車の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十五条 第十二条の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。